

2023年4月5日

参議院決算委員会 省庁別審査 会議録抄 (省庁別審査:総務省、環境省、復興庁)

○鬼木誠 立憲民主・社民の鬼木誠でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、総務省に、地方公共団体が制度活用しております指定管理者制度の運用の在り方、あるいはこの間の適正運用に向けた取組についてお尋ねをしたいというふうに思います。

指定管理者制度につきましては、御承知のように、制度発足、導入から今年で二十年ですかね、制度を活用する施設数についても、去年の総務省の調査では七万七千を超える施設で導入がされている。この二十年間の間に導入施設数もかなり増えてきたというふうに思っています。

ただ一方で、この制度運用をめぐるっては、この間、様々な課題が指摘をされてきたのも事実でございます、そのような状況を捉えて、二〇一〇年には総務省から通知が発出をされて、地方公共団体に対して八項目の留意事項、こういう点に注意をして制度利用をすべきだ、運用をすべきだというようなことが発出をされた。その通知から十年をもう過ぎたわけですけども、今日なお、まだまだ課題が残っている、解消されていないというふうに思っていますし、ケースによってはより深刻さを増しているというふうにも捉えています。そのような制度運用の実態を踏まえて、この制度の在り方について、あるいは適正な運用について、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

まずは、指定期間についてでございます。指定期間については、法には定められていない。地方公共団体が決定をする、それぞれ決めていいということになっています。先ほど言いました総務省が三年ごとに行っている導入状況等の調査の去年の調査結果によれば、最も多い指定期間は五年、全体の七二・七%、五年以上というものを累計すると全体の八〇・三%ということになる。三年前の一九年調査と比較をすると、五年の指定期間の割合も累計五年以上の割合も増えているんですね。

つまり、地方公共団体における指定管理者制度の指定期間は長期化、長くなる傾向にあるというふうに捉えているわけですけども、その長期化の要因について、総務省としてはどのように捉えていらっしゃるか、お考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

○吉川浩民 総務省自治行政局長 お答えいたします。

御指摘のとおり、指定管理者の指定期間につきましては、令和三年四月一日現在で、五年以上とするケースが全体の八〇・三%となっておりまして、前回調査と比べて二・三ポイントの増となっております。

この点につきまして幾つかの地方自治体にヒアリングをいたしましたところ、短期間では事業見通しが立てづらいという指定管理者からの声を受けて指定期間を長くしたケースがございました。一方で、前回の指定期間が施設の改修計画との関係で短く設定された結果、新たな指定期間が長くなったというケースもございまして、各施設の事情によって指定期間の変更状況やその要因は異なるものと考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

様々な要因の中で長期化の傾向にあるということでございますけれども、例えば公立病院の指定期間等を考えると、恐らく十年以上というところが多いのではないかというふうに思います。患者さん、通われる方の立場からすると、命を預かる場所でございますので、その経営、運営の主体がころころ変わっていくということであると、安心して通院できない、あるいは入院できないというような不安をお持ちになる方もいらっしゃるのではないかと。

病院に限らず、公の施設でございますので、やっぱり安定的に運営をされている、あるいは住民福祉の増進をするための公の施設の在り方として、短期で運営主体がころころ変わるのではなくて、やっぱり長期、一定の期間、同じ指定管理者の方がその施設を運営するということが私はいい姿ではないかというふうに思っています。

長期の運営を任されることで、先ほど言いましたように、安定的な施設運営、あるいは計画的に実施をすることができる。短い指定期間では、日々の施設運営の中で、例えば経験を積むとか技術を獲得をすることとか、そのことがやっぱり生かされにくいんですね。そういう実態もあるというふうに思っています。

改善あるいはサービスの向上のために工夫が積み上げられる、そのことが指定管理者制度の目的である施設の設置の目的を効果的に達成をすることにつながるというふうに考えているわけですが、この短期の指定期間ではそのことが難しい、そのことも含めて、指定期間の在り方について総務省としてはどうお考えか、お聞かせください。

○吉川浩民 総務省自治行政局長 お答えいたします。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であります公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度でございます。

指定期間についてでございますが、指定管理者による管理が適切に行われて

いるかどうかを地方自治体が定期的に見直す機会を設けるなどの観点から期間を定めて指定するものでございます。

○**鬼木誠** おっしゃっていただいたように、地方公共団体が決めることなんです。その適切さということについても判断することだということだとは私も思っているんですけども、ただ、例えばこの施設の指定期間について、三年が適当なのか五年が適当なのか、あるいは七年、十年、長期にわたって、指定、同じ指定期間、指定管理者が運用することが適当なのか、そういう検証であるとか検討であるとかというところが、なかなか地方公共団体行っていないんじゃないかというふうに思うんですね。機械的に、前回五年だったから今度も五年というようになっているケースも少なくないんじゃないかなというふうに私は捉えています。

繰り返しになりますけども、やっぱり継続的で安定的な運営というものがそこで働く人たちの雇用の安定ももたらす。それは、職員の皆さん、そこで働く皆さんの意欲の向上にもつながっていく、そういう効果もあると思うんです。そして、そのことは、必ずより良い施設運営に還元をされていく、職員の皆さんの工夫が生かされる施設運営に必ずつながっていくというふうに思うわけです。

先ほどもお答えありましたけども、指定管理者の方とお話をすると、やっぱり指定管理期間が短いと、指定期間が短いと長期的なあるいは中期的な事業計画立てにくい、保守計画すら立てられないというふうなお話をお聞きします。また、人材育成ですね、この施設運用に必要な人材をどう確保して育成をしようか、そのことについても、やっぱり短い指定期間ではなし得ないというようなお話もお聞きをしました。そういう事情もあって、あるいはそういうこともあって、私は、地方公共団体が実際に行っている指定期間は長期化する傾向にあるんじゃないかというふうにも思っています。

この指定期間については、地方自治法の第二百四十四条二の第五項、「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」、こういう条文があって、この条文にのっとって先ほど来の対応がなされているわけですけども、私はやっぱり、短い指定期間では施設の安定的な運営は難しいですよというような観点から、この条文の加筆なり修正なりということを行って、なるべく安定的に運営をしていくために長期化をしていく、そのようなことを総務省として地方公共団体に助言をするなり促すなりということが必要ではないか、そういう法律の改正や制度の改正、見直しが必要ではないかというふうに考えているわけですけども、その点について是非、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○**松本剛明 総務大臣** 委員からも御指摘をいただいておりますが、指定管理者の指定期間については法令上具体の定めはございませんが、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設

ける観点、公の施設を適切かつ安定的に運営できるようにする観点から、各地方自治体において施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めるべきものと認識しておりまして、その旨を助言、通知させていただいているところでございます。

各地方自治体において、その趣旨を踏まえ、施設の設置目的や実情等を踏まえて適切に期間を設定していただくべきものと考えているところでございます。

○鬼木誠 ありがとうございます。

まさに、地方公共団体が適切にこの制度を理解をしてその運用を図っていくことが必要だろうというふうに思いますけども、ただ、残念ながら、総務省としてもこの間、先ほど言ったように、二〇一〇年通知で留意を促されたように、地方公共団体がこの制度を正しく理解をして運営、運用を図っているかということについて、今段階でもまだまだ十分じゃないなと思えるところがたくさんあるというのは事実なんです。

例えば、指定管理者制度については、単なる価格競争による入札とは異なる制度だということが二〇一〇通知の中でも強調をされている。安ければいいというものじゃないんだよ、住民福祉の向上ということも含めて、先ほど御回答ありましたけども、やっぱりその施設の目的が効果的に達成をされなければならない、それがこの指定管理者制度の目的なんだというようなことがなかなか地方公共団体の中で共有をされていない、あるいは下敷きになっていないようなところがやっぱり感じられるんですね。ただただ効率性ということが求められてはいないか、安く上げるということに主な目的が置かれていないか、そのような運用の在り方についてやっぱり私は警鐘を鳴らす必要があるというふうに思っています。

この指定管理者制度が、その制度の理念を、あるいは趣旨を正しく地方公共団体の皆さんと共有をしていく、そして、まさに住民福祉の向上につながる制度として発展をさせていく、そのことが、少し危ないぞ、注意が必要だぞ、そういう問題意識で僕は二〇一〇年の通知が発出をされたものというふうに理解をしているところでございますけども、申し上げました一番肝要な、単なる価格競争による入札ではない、そのような地方公共団体の制度の理解というものが、発出以降、通知の発出以降涵養されたのか、進んでいったのかということについて今総務省としてどう判断をされているか、そういう判断に至った根拠等もあればお示しをいただきたいと思えます。

○吉川浩民 総務省自治行政局長 お答えいたします。

平成二十二年の通知についてでございますが、指定管理者制度が多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたという認識をその時点で示しつつ、地方自治体において様々な取組がなされる中で留意すべき点も明ら

かになってきたということを踏まえまして、改めて制度の適切な運用に努めていただくよう、この平成二十二年の通知で助言をしたという経緯がございます。

当該通知におきましては、指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものである旨を盛り込んでいることは委員御指摘のとおりでございます。

当該通知の内容につきましては各地方自治体において御理解いただいているものと考えておりますけれども、引き続きこの趣旨が徹底されますように、都道府県や指定都市を対象に毎年行っておりますヒアリング等の機会などを捉えまして、自治体に対し働きかけを続けてまいりたいと考えております。

○鬼木誠 是非強い働きかけをお願いをしたいというふうに思いますが、価格重視というような姿勢になっているのではないかというようなことについて幾つか触れたいというふうに思っています。

例えば、通知の中では、利用者や住民からの評価等を踏まえて同一事業者を再び指定している例もあるということが規制をされ、規定を、記載をされています。つまり、利用者の方がやっぱりどう評価をされているのかと、そういうことについてももしっかり検証していく必要があるのではないかということ促されたものというふうに思っています。

で、私も、その施設がどのように運営をされているかを利用者の方がどう評価をしているのか、ああ、いい運営だ、いい施設だというふうに思っているのか、もう少し変わればいいのかというふうに思っているのか、この観点は大体、大体重要だというふうに思うんですね。で、その利用者の皆さんの評価ということも次の指定につながるような、そういう選定の在り方、なければならぬというふうに思っています。

ただ、残念ながら、その実績であるとか評価であるとかいうところが次の選定につながらないというようなケースがたくさんあるというのもたくさん、あっ、多くの皆さんからお聞きをいたしました。選定基準に実績項目が設定をされていない、あるいは設定をされていたとしても配分が極めて小さくなっている。例えば百点満点で選定を決めるとして、価格が九十五点、実績が五点だったら、もうほぼほぼ価格で決まっちゃうんです。実績を考慮をするというのは、僕はそういうことじゃないと思うんですね。そういう選定の在り方になってしまうと、繰り返しになって申し訳ないですけども、やっぱり価格偏重というところが見えてしまうと。

これは、単なる価格競争ではないよという制度の趣旨、通知の趣旨というものを踏まえていないというふうに思うんですけども、総務省としてはこういう実態についてはどのようにお捉えになっているか、お聞かせをいただきたいと思

います。

○吉川浩民 総務省自治行政局長 お答えいたします。

二十二年の通知にもございますように、指定管理者制度は、単なる価格競争による入札とは異なり、地方自治体が公の施設に求める公共サービスを最も適切に提供できる者を指定する仕組みでございます。

定期的に行っております指定管理者制度の導入状況等に関する調査によれば、指定管理者の選定基準として多くの自治体が、施設の管理経費の節減に関することのみならず、施設のサービス向上に関すること、団体の業務遂行能力に関することなどを定めているところでございます。

なお、利用者等からの評価なども踏まえ、同一事業者を再び指定している例もあると承知しております。

いずれにいたしましても、こうした選定基準も踏まえ、各自治体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うことが肝要と考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、選定時に、様々な項目であるとか選定の要素を加味をした選定をいただいているというのはそうなんです。ただ、先ほども言ったように、では、実際に配点、配分がどうなっているかということ、それについてはこの三年ごとの調査だけでは見えてこないところもあるということは是非御承知おきをいただきながら、より良い選定に向けた総務省としての助言ということについても御検討をいただければというふうに思っています。

それからもう一つ、労働法令の遵守についてお尋ねをしたいというふうに思います。

これも、総務省の調査、直近の調査によれば、例えば、労働法令の遵守あるいは雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載の状況について、選定時に示し、かつ協定にも記載というのが全体の五五%、約半数ですね。逆に、選定時には示してません、協定にも書いてませんというのが二七%、三割近く。これ極めて不十分だというふうに思っています。

実際に、指定管理職場の皆さんとお話をすると、労働条件が一方的に解約をされる、あるいは不当に解雇をされる、そのような事案が後を絶たないという御報告を受けました。地方公共団体が設置をする施設において、労働者の権利が侵害をされる、あるいは不当労働行為というものが行われる、そういう実態もある。そして、そのような事態を当該の地方公共団体が正しく把握をしていない、そういうケースもございます。やっぱり問題だと思うんです。指定公共、ごめんなさい、地方公共団体が設置をする施設ですから、やっぱり労働者の権利というのがしっかり保護をされなければならない。

で、訴えたいのは、個人の問題ではないということなんです。不当労働行為

をしたその人が悪いのではない、やっぱり、組織の問題として、あるいは制度の不備としてこのような実態を捉え直す必要がある。そして、制度運用上の課題として全体で共有をする必要があるというふうに思っています。

先ほど調査の件について触れましたけども、労働法令の遵守状況については、やっぱり今の調査だけでは見えてこないですね。協定に書き込んだとかいうのはわかりますけども、実態が見えてこない。このような実態をやっぱり正確に把握をしていただく、そしてその把握を踏まえて助言を更に行っていただく、そのような必要があるというふうに思いますけれども、総務省としてのお考え、いかがでございましょうか。

○吉川浩民 総務省自治行政局長 まず、指定管理者が労働法令を遵守することは、これは当然のことであると考えております。

これまで総務省としては、地方自治体に対し、指定管理者が労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮を行うことを、選定の際やあるいは協定等の締結時に提示するよう助言をしてきたところでございます。令和三年四月現在では、都道府県及び政令指定都市におきましては、自治会等を除く指定管理者の九割以上が、また、指定都市を除く市区町村におきましては、同様に七割近くが提示をしているという状況でございます。

その上で、この指定管理者制度の導入状況調査の実施に当たりましては、これまでも、平成二十二年の通知などを踏まえまして、その都度調査項目の検討を行ってきたところでございまして、今後同様の調査を行う際には、改めて調査項目等の検討を行うこととしております。

今度とも、あらゆる機会を通じて、自治体に対し労働法令の遵守等の趣旨を徹底してまいりたいと考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

調査項目の在り方については後ほども少し触れたいというふうに思っているんですけども、経年で変化を見ることが必要なので、変えられない調査項目あると思うんです、全体のトレンドを見るために。ただ、やっぱり、今の状況の中で何を聞くべきか、あるいはこの部分については詳細把握をする必要があるという課題については、やっぱり調査項目、臨機応変に変えていく必要があるというふうに思いますので、御回答いただいた中身について、是非前向きな御検討をいただきたいというふうに思います。

労働者への配慮の欠如と言ったら地方公共団体に厳しいかもしれませんが、その点について、関連でもう一点触れたいというふうに思います。指定料の切下げ、あるいは指定料の固定化というような観点からの問いでございます。

地方公共団体が、一方的な理由といいますか、で指定管理料を引き下げていくと、そのようなことがやっぱりある。公共団体もやっぱり財政厳しいですから、

なるべくこの施設運営について、少ない財政でそのことをなし得たいという思いがあるのは分かります。ただ、受ける指定管理者にしてみれば、何も悪いことしていないのに、あるいは利用者は喜んでくれているのに一方的に管理料が引き下げられる、このようなことがやっぱり実態として行われている。

あるいは、指定期間中の指定料について、指定管理料については固定化をされる。五年間で指定受けたとしたら、毎年の指定管理料について、例えば百万円なら、もうそれが五年間続く。その間に何があろうと百万円という金額は変わらない。そういう指定の在り方をしているところもあるんですね。

もっと言うと、例えば、指定管理者の皆さんが経営努力をする。工夫をして経費の削減を行った、利用者も増えた、指定管理料を決めたときに比べるとかなり経営が上向いた。そういう状況になったときに、あっ、じゃ、管理料下げていいよねというようなことが公共団体から言われる。つまり、経営努力を行えば行うほど管理料が下げられるというような実態があるところまであるんです。極めて不当だというふうに私は思います。もちろん少ないですよ、そんなところは。少ないですけども、実態としてある。

取り巻く状況の変化、管理者の責によらない部分まで指定管理者が負担をしなければならぬ。負担をしなければならぬということは、経費の削減をせなにかぬのです。無理にでも経費の削減をしなければならぬ。そうなると、労働者にしわ寄せが来るんです。申し訳ないけれども一時金を減らしたい、申し訳ないけれども月額賃金を減らしたい、申し訳ないけれども正規職員から非正規職員に切替えを行いたい。総人件費を抑制することで人件費コストを下げ、経費の削減をすることでやっと指定管理料に見合うような経営に追い付くことができる。

構造的にそこで働く人たちの労働条件が向上しないどころか、切り下げられるような指定管理の在り方というものが地方公共団体によって決められている、あるいは、地方公共団体はそこまで意識をしていないのかもしれないけれども、実態としてそういうことが生じている。このことについては、是非実態をお受け止めをいただきたいというふうに思っています。

とりわけ、今日、賃上げというものは政府の重要な課題として議論をされておりますし、具体的な政策として進められている。岸田首相自らが、価格転嫁をやるんだと、中小においても賃上げ絶対やっていくんだという強い決意を何度も答弁の中で触れられているところ。そういう意味では、今申し上げましたような、構造的に賃上げができないような、その構造をやっぱり指定管理者制度の中で打破していく必要があると思うんですね。指定管理職場においてもすっかり賃金を上げることができる、そのような状況を是非つくり上げていただきたいというふうに思っています。

今、指定管理料の設定の際に、例えば人件費の積算根拠が示されないというところがあります。どういう根拠でこの人件費になったのか、そういうことが示されないところもあるんです。ちょっとやっぱり無理なやり方、進め方をしているところが多いということ、繰り返しになりますけれども、是非そういう実態を受け止めていただいた上で、構造的な賃上げを指定管理職場においても実現をしていくべく、総務省としての更なる助言をお願いをしたい。さらには、昨今の物価高騰、資材の高騰など施設運営に大きな影響を与える事態に、事業者ではなく地方公共団体が責任を持って対応する、そのことも具体的に推し進めていきたいというふうに思っています。

これらの点については是非総務省のお考え、お聞きをしたいと思います。

○松本剛明 総務大臣 賃上げにつきましては、政府全体として環境整備に取り組んでおり、広く御理解をいただけるよう努めているところでございます。

指定管理料の設定に当たっては、地方自治体が公の施設に求める公共サービスの水準の確保という観点が必要でありまして、地方自治体として、管理者との間で十分に協議した上で委託料について適切な積算に基づくことが求められます。

地方公共団体として、管理者との協定においてリスク分担に関する事項等をあらかじめ盛り込むことが望ましく、これまでその旨助言通知してきたところでございます。

昨年十月には、人件費も含め、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費の増加については、指定管理者と適切に協議を行うよう、地方自治体に助言通知させていただきました。

実際に、本年一月に各地方自治体における原材料価格等の上昇への対応状況について調査を実施したところ、都道府県及び指定都市の九割近くの団体が指定管理料に上乘せ等の対応済み又は実施予定と回答しており、引き続きその趣旨が徹底されるよう周知してまいりたいと考えております。

なお、委員既に御案内のことかと思いますが、物価高騰の中の地方の財政措置として、地方団体の福祉施設、文化施設等の光熱費高騰への対応として、総務省では令和五年度の地方財政計画において一般行政経費を七百億円増額したところでございます。また、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し地方団体が必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額も行われたところであり、当該交付金は指定管理者への支援に充当することが可能とされております。

各地方団体においては、こうした措置を活用して、物価高騰等による影響が指定管理者の賃上げの圧迫とならないよう対応していただく必要があると認識しており、総務省としても適切に対応したいと考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

昨年発出をしていただいた通知については拝見をさせていただきましたし、その内容について、それから予算措置についても評価をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、通知のところで行きますと、僕はやっぱり十分とは言えないなというふうに思うところがある。リスク分担の考え方については大臣からも御答弁をいただいたところでございますけれども、例えば、経費の増加について地方公共団体と指定管理者でリスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方に基づいて対応というような内容ですよね。例えば、今日的な物価高騰であるとか資材の高騰というのが予見される前に結んでいる協定においては、果たして指定管理者負担ではなくて地方公共団体負担というようなことでリスク分担なされていたかどうか、これよく分かんないですよ。いや、もういいですよと、少々の部分についてはうちの方で請け負いますよとというようなことで協定が結ばれているケースもあるのではないかと。そういうケースについては、今申し上げましたような既にあるリスク分担の考え方がありますので、そこを変えるということになかなかかなりにくい。通知でもう一押しさせていただきたいというのが本当の本音でございます。

例えば、指定管理者負担になっている協定においても今日的な状況を踏まえて改めて再協議を行うこと、このような通知の内容になっていたら、お互いにもう一回集まりましょう、話し合いをしましょうというような契機になる、きっかけになるんです。そういうことまで是非踏み込んでいただきたいというようなこと、それが総務省の積極的な姿勢ということではないかというふうに思っています。

僕は、やっぱり通知だけで補完をしていくということは無理があるなというふうに思うんです。やっぱり、制度、しっかり制度そのものを変えていく、そのような抜本的な議論が必要だというふうに思いますし、先ほど来繰り返しておりますけれども、やっぱり賃金を上げていくというようなことにつながり得るような制度の再構築というものが需要だというふうな問題意識を持っているところでございますけれども、是非、政府の政策を総務省としてもしっかり後押しをしていくんだと、実現をしていくんだという観点を、そういう立場を踏まえて、いま一度お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○吉川浩民 総務省自治行政局長 お答えいたします。

指定管理者制度につきましては、委員も御承知のことと存じますが、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度ということでありまして、導入の可否も含めて幅広く地方自治体の自主性に委ねる仕組みとなっております。

その上で、これまで、地方自治体と指定管理者との間で締結する協定等にはリスク分担に関する事項などをあらかじめ盛り込むことが望ましい旨、助言通知してきたところでございます。仮に協定等において取扱いが明確でない場合につきましては、自治体と指定管理者との間で協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

自治体の自主性を損なうことにつながってはならないと私も思います。ただ、そこだけに任せては十分な運用、しっかりした運用になっていない側面がある、あるいは実態がある、そのことをどう捉え直しをしていくのかということをお尋ねをしているつもりでございます。是非、そのような実態があることについては改めて今日受け止め直しをしていただきたいというふうに思います。

引き続きこの点については求めさしていただきたいというふうに思いますが、先ほど来お話をさしていただいておりますように、通知は出ただけじゃやっぱり変わらぬのですよ。通知を出して、その通知がどう地方公共団体の皆さん、指定管理者の皆さんに浸透をしていっているのか、理解が醸成をされていっているのか、変わっていっているのか、そのようなことを、どう言うんでしょうね、追いかけていく進捗の管理というものが必要ではないかというふうに思っています。

改めて、先ほど、十月に発出をされた通知についてお尋ねをしますけども、半年を経過した現在の状況、先ほど一月の段階で調査を行ったというような御回答もあったところでございますけども、その点について、いま一度どういう状況なのかというようなことについてお答えをいただければと思います。

○吉川浩民 総務省自治行政局長 答えいたします。

御指摘の昨年十二月の通知についてでございますが、本年一月三十一日時点で、都道府県及び指定都市の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇への対応状況について調査を実施したところでございまして、九割近くの団体が補正予算で指定管理料の上乗せ等の対応済み若しくは実施予定と回答しております。残りの団体も実施方法は検討中としておりまして、実施しないと回答した団体はなかったところでございます。

今後とも各自治体において物価の動向等を踏まえ適切に対応されるものと認識をしておりますが、総務省といたしましてもきちんとこれからフォローをしてまいりたいというふうに考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

しっかりフォローしていくということでございますので、御対応方よろしくお願いをしたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、通知の発出をただけではしっかりした対

応に至らないケースがあるというののもうるる述べたとおりでございます。また、通知の発出以降、三年ごとの調査を行って実態をなるべくつかもうとしている総務省の努力については評価をするところでございますけども、先ほどもお話をしたように、あの調査だけでは、全体的なトレンドはつかめても、詳細な中身というところになるとなかなかつかみ切れないというような調査になっているのではないかとこのように思っています。

調査の在り方については、先ほどもお話をしましたが、是非工夫をいただきたいというふうに思いますが、改めまして、この制度が地方公共団体によって正しく理解をされる、そしてその上で正しく制度運用される、そのために総務省として必要な助言についてしっかり行っていただくことを重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

賃上げについて先ほども少し触れさせていただきました。この間、幾つかの自治体の皆さんとも私もお話をさせていただいたところでございますけども、あつ、いいなと思ったのが一つあります。

総務省ももう御存じだと思いますけども、ある政令市でございますけども、近年の最低賃金の上昇も含めた民間賃金の上昇という実態を捉えて、雇用労働条件の改善、あるいは事業者の健全経営を通じた公の施設の適切な運営管理を目指すために、賃金水準の変動に応じて二年目以降の指定管理料を変更する仕組みを導入する、賃金スライド方式というふうに呼んでいただいているようです。世間相場の賃金が上がったらその相場を捉えて指定管理料を上乗せをしていきますよと、簡単に言うとそういう制度ですよ。

複数の自治体で同様の趣旨の制度が導入をされているというふうにも聞いておきまして、効果的にしっかりこの制度が機能していけば、運用されれば賃上げの担保にもなるというふうに私としても思っているところでございますけども、総務省として、申し上げましたようなこのような制度についてどのように捉えていらっしゃるか、評価をなさっているかという点については是非お聞かせをいただければと思います。

○**松本剛明 総務大臣** 先ほども申し上げてまいりましたが、地方公共団体と指定管理者との協定においては、社会経済、雇用の情勢などに係る様々なリスクを分担する、これに関する事項等についてあらかじめ盛り込むことが望ましく、これまで総務省としてその旨を助言通知してきたところでございまして、各地方自治体においては、物価水準に加え、賃金水準の変動に対して指定管理者と協議等を行う旨を協定にあらかじめ盛り込み指定管理料を変更している団体があると聞いておきまして、今お取り上げをいただいた事例もその一つではないかというふうに受け止めておるところでございます。

○**鬼木誠** あらかじめ盛り込むというのがやっぱり難しいんですね。難しいと

いうよりも、実態としてまだなかなか浸透していない。特に小規模自治体においてそのことがなかなか浸透していないというようなことがございますので、是非そのような趣旨についても引き続き地方公共団体に対する助言いただければというふうに思います。

もう一点、雇用を守るという観点から、指定期間の終期が近づくと、そこで働いている皆さんは雇用不安に襲われます。

例えば、五年間、指定管理職場で働くということが約束をされるわけですね、五年前に。ただ、次の指定を受けられるかどうか、その職場の方は分からないんです、次の指定を受けられるかどうか。そうすると、四年目あるいは五年目の年度当初になると、もう次の職場、自分が働く次の職場を探さないかぬではないかと、そういうこと、本当にここで働き続けることはできるかと、そういう不安に陥ってしまうというような状況になっています。

その指定管理者の方が、よそにも職場、働く場所を持っていればそこに異動するというのは可能かもしれませんが、その施設の運営しか請け負っていないというところであれば、指定を受けられなかったら直ちに働く場所がなくなる、そういうことになっているんです。

会社分割の際には、労働契約の承継等に関する法律ということで、経営者が変わっても雇用が継続をされますよというような法制度が整備をされている。指定管理職場においても同様の趣旨の法の整備というのが検討できないかというふうに思うんです。

指定管理者制度において、新しい、例えば指定管理者の方が変わったとして、そこで働いている職員の皆さんの技術や経験というものを是非生かしたい、そこで働いている皆さんについては原則引き続いて働いてもらっていいですよ、そういう制度が検討できないかというふうに思うんです。

雇用をしっかり守る、そしてそのことが施設の効果的な施設運用につながっていく、そういう観点からの制度検討というのができないかということについて、総務省として今お考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○松本剛明 総務大臣 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図ることを目的とするものであるとの制度趣旨、言わば住民の側から見た住民のためのという趣旨を踏まえれば、指定管理者の変更は制度上生じ得ると考えているところでございますが、一方、総務省として、地方自治体に対し、指定管理者が労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮を行うことを選定時又は協定等の締結時に提示するよう助言をいたしてきているところでございまして、実際、指定管理者が交代した場合における労働者の継続雇用について、指定管理者を公募する際に希望する労働者の継続雇用を要請する事例や、継続

雇用の考慮がなされているかを選定の審査項目の一つとする事例等があると承知をしております。各地方自治体において、施設の実情に応じ、助言の趣旨を踏まえて適切に判断をしていただきたいと考えるところでございます。

○鬼木誠 ありがとうございます。

そうなんです。継続雇用の事例あるんです。そういう協定を結んでいるところもあるし、選定基準に盛り込んでいるところもあるんです。そういう先進的な事例であるとか労働者保護の事例について、やっぱり共有をしていただきたいと思っています。なかなか地方公共団体や自治体に行き渡っていない。ですから、通知だけでは不十分なところは本当は制度を変えてほしいけれども、制度を変えることがすぐできない、一朝一夕にできないとしたら、まずは今申し上げたような事例を共有をするというようなことについて、是非お願いをしたいというふうに思っています。

二〇一〇年通知からもう既に十三年経過をいたしました。制度発足から二十年という節目でもございます。そして、先ほど来お話をしておりますように、政府も賃上げということに対してしっかり取り組んでいく、そういう契機のある年でもあるというふうに思います。いいタイミングだと思うんです。二〇一〇年通知から十三年、そして制度発足から十年、賃上げに向けて政府が明確にその姿勢を打ち出す。そういう観点からも、僕は制度の見直しということについて是非前向きに御検討がいただきたいということ。

で、繰り返しになりますけれども、それが直ちにできなければ、やっぱり新たな通知というものを発出をしていながら、今までやり取りの中で御回答いただいたような様々な事例も含めて、いい事例、こんな事例があるよということ、逆に悪い事例だってたくさんあると思うんで、いや、こういうことはやっぱり駄目だよねというようなことも含めて通知の発出をいただけないかというふうに思っています。

御承知のように、地方公共団体の担当の職員というのは、ほぼほぼ三年から五年で異動をして担当が替わっていくということになります。したがって、一〇年通知から十三年経過をしていますんで、もう一〇年通知そのものを知らない職員の方が指定管理者制度を当該地方公共団体で担当しているケースだって多いというふうに思うんです。繰り返しになりますけれども、このタイミングを捉えて、この時期を捉えて、いま一度新たな通知の発出という点について、是非前向きな御答弁をいただければと思います。

○松本剛明 総務大臣 既に申し上げてきているところでございますけど、昨年十月、人件費も含め、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇による指定管理者が負担する経費の増加については、指定管理者と適切に協議を行うよう地方自治体に助言通知をさせていただいたところでございまして、実際に通知

の趣旨を踏まえて、各地方自治体において、原材料価格等の上昇を踏まえ指定管理料の上乗せがなされているほか、人件費等の最新の実勢価格を指定管理者との協議等を踏まえて反映している事例もあると承知をいたしております。まずは、今後とも各地方自治体において通知の趣旨を踏まえ適切に対応をされるものと認識をしているところでございますが、各地方自治体の取組の参考となるよう事例を把握し、その周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

好事例の共有という点については前向きな御答弁をいただいたというふうに思います。本当にありがとうございます。ただ、先ほど言いましたように、事例の共有ということだけではなくて、制度そのものの理解を促進をしていく、改めてこの時期に促進をしていくということ、その観点が重要だというふうにも思っておりますので、新たな好事例の共有に当たって、文書出されると思いますので、その文書の発出に当たっては様々御検討を総務省内部でいただければということをつけ加えておきたいというふうに思います。

それでは、少し時間が足りなくなってきましたけれども、復興庁、環境省に對しまして、済みません、お待たせしました、除染の関係を中心にお尋ねをさせていただこうというふうに思います。

決算委員会が二〇一九年の六月に会計検査院に要請を行いまして、二一年五月に検査院からその報告がなされました。放射性物質に汚染された廃棄物の除染土壌の処理状況についての検査でございますけれども、その際に、除染の在り方ということについての報告があったわけですね。今は作業開始、除染の作業開始前と作業終了後、同一箇所同一位置で空間染量等を測定することが決められている。さらには、除染後の効果が一定期間以上維持されているのかを確認をするために、大体半年から一年の間にもう一回同じところで測定すると、いわゆる事後モニタリングというものが行われていると。

この事後モニタリングあるいは事前事後の測定の結果、二・二%、全体で言うと二・二%ではあるけれども、一万二千八百九十四か所で事後測定結果が事前の測定を下回っていない、つまりあんまり変わっていないというような状況であるとか、事後モニタリングの結果が事後測定を下回っていない、つまり維持がされていないというような結果というものが五万か所ぐらいあったというような報告になっている。

このような状況を捉えて、例えば測定環境の影響であるとか雨垂れ等の地形的要因による局所的な空間線量率の変動の影響が考えられるというふうに言われているところがございますけれども、やっぱり会計検査院としては、除染の効果、また効果の維持がなかなか難しい、確認できなかったというようなことで指摘をされている。

その際に、測定期間を可能な限り一定にして速やかに測定を実施するなどの手法を検討することを求められているというふうになっているところがございますけども、環境省の方でこの除染効果の確認する手法について、期間の問題が主にあると思いますけども、どのような検討が加えられているのか教えていただければと思います。

○土居健太郎 環境省環境再生・資源循環局長 環境省におきましては、空間線量が低減しているか、また除染の効果が維持されているかということを確認することを目的といたしまして、事後モニタリング等を行っております。

この事後モニタリング等の測定につきましては、測定や除染の作業を効率的に進めるという観点で、まとまったエリアで除染が終わった段階で実施してきたという実例がございます、結果として除染前の測定と間隔が開いてしまったということが見られました。

しかしながら、二〇一七年から行っております特定復興再生拠点におけます除染におきましては、拠点区域を幾つかのブロックに区切りまして、そのブロックごとに除染及び測定を実施する等の取組によりまして適切な範囲で測定間隔の短縮を行ってきたところでございます。

引き続き、除染の効果が適切に把握できるよう、また着実な事業が実施できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

広範な除染を行って、その期間を一定行っていたんで、最初に行ったところと最後の方に行ったところではどうしても期間が開いてしまうということですね。そのことの指摘を受けて、おっしゃっていただいたようなブロックというのを……（発言する者あり）はい、了解でございます。

是非、事後効果というもの、やっぱり不安になると思うんです。本当に除染作業これだけ努力をしていただいているのに、数値としてやっぱり出てしまうと住民の皆さん不安になるというふうに思いますので、是非、その効果維持に向けての取組であるとか、効果がはっきり確認できるような取組について、これからも工夫ある取組をいただきたいというふうに思っています。

次は、済みません、一問飛ばさせていただいて、復興庁に対して問いを立てたいというふうに思いますけども、特定復興再生拠点区域での除染について、これ低線量になったことで避難指示解除が進んでいるというふうに理解をしているところでございます。

拠点区域については、帰還困難区域の中のほんの一部ですけども、大体中心街ですよね、中心街においてしっかりと除染が行われて指定が解除をされていって、帰還をする、帰還を希望する住民の皆さんからすると、やっぱり安心して帰ることができるような環境を整えていただきたいというのが本音だろう

というふうに思いますし、そういう意味では、居住可能な区域の周囲が未除染であるということに対する不安感というのもまだまだあるのではないかなというふうに思っています。

そういう中で、今回の国会で、今国会で福島復興再生特措法の改定の提案がなされている。これについては、帰還、拠点区域外において特定帰還居住区域を設定をします、復興再生計画を作成をします、その計画に基づいて除染、道路等のインフラ整備を行っていきますということになっている。区域の設定の際には、住民の帰還意向というものを個別に丁寧に確認をした上で、帰還意向のある住民の生活拠点を対象にするというふうにされています。

先日の新聞報道では、二七%ですかね、帰還の意向が示されたということでございますけど、まだまだ悩まれている方いらっしゃると思うんですね。それは、先ほど言ったように、除染が本当にしっかり行われるのかどうかということに対する不安ではないかというふうに私は捉えています。

今までの除染に比べると、今回の除染はやっぱり点での除染ということになる。面ではなく点での除染になっていく。自分が住む周辺、インフラも含めて整備をされるかもしれないけども、先ほどありました、言いましたように、例えば雨が降って未除染のところから放射性物質が流れてくる、まだ除染が済んでいない土壌が流れ込んでくる、そういうこともあり得るとすれば、その除染の効果について大変危険、危機意識を持っている、不安を持っている方もいらっしゃるというふうに思います。

そういうことに対して、あるいは、点での除染やるにしても一定広域での除染がやっぱり必要だよというような指摘に対して、今段階で復興庁としてどのようにお考えがあるのか、是非お聞かせいただきたいと思います。

○渡辺博道 復興大臣 今委員御指摘のとおり、今国会において、福島復興再生特措法の中で特定居住区域を設定することになっておりますが、その区域においては、帰還する住民が安全、安心に日常生活を営むために必要な宅地、道路、集会所、墓地などを区域に含めた上で、除染を始めとする生活再建に向けた環境整備に取り組んでいくことを想定しているところでございます。

具体的に申し上げるならば、各市町村において、帰還意向確認の結果を地図上に整理しながら、帰還意向のある住民の方々の住居の隣接状況、地形、放射線量の状況、日常生活を営む上で必要となる施設等を考慮した上で特定帰還居住区域とする場所等を定めていくこととなります。

復興庁といたしましては、特定帰還居住区域の設定に当たって、帰還する住民が安全、安心に日常生活を営めることが、営むことができるよう、十分に地元自治体と協議してまいりたいと存じております。

○鬼木誠 ありがとうございました。

おっしゃっていただいたように、安心、安全な日常生活をどう取り戻すかということが一番肝要だろうというふうに思っています。

私はやっぱり、福島ของ皆さんとお話をすると、福島の復旧復興、再生の一番のポイントは、僕は廃炉と除染だと思っているんですね。この廃炉と除染をどういうふうに安心、安全に進めていくのか。ああ、戻りたいという日常を住民の皆さんが感じていただけるような再生復興につなげることが重要だろうというふうに思っています。

その際に、やっぱり皆さんおっしゃるのは、町村内全域での面的除染というのがやっぱり最終的な目標なんですというふうにおっしゃいます。このことに向けた努力というものを是非お願いをしたいというふうに思っておりますし、恐らく今段階ではその計画について詳細に定めることは難しいのかもしれませんが、やっぱり一部ずつ徐々にでの除染ではなくて、一旦ロードマップ等を示して、こういう計画性を持って全域除染やっていきますよということが安心感につながっていくというふうに思います。

そのことを是非心よりお願い申し上げまして、済みません、持ち時間なくなつたので、御回答はいただけますか。済みません、ありがとうございます。

○渡辺博道 復興大臣 先ほど申し上げましたとおり、福島復興再生特別措置法の改正案、まずこれを一日も早く成立させていくことが、成立することが大変重要だというふうに思っております。帰還意向のある住民の方々の帰還を目指していくためには、残された、先ほどの、お話ししましたけれども、土地、家屋等の取扱い、残された土地、家屋の取扱いについて引き続き重要な課題だと認識しておりますので、今後も地元自治体と協議を重ねてまいりたいと思っております。

そして、将来的には帰還困難区域の全てを避難指示解除し、そして復興再生に責任を持って取り組むという決意は揺るぎのないものでございます。引き続き、それぞれの自治体と、課題や要望を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた取組を全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○鬼木誠 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

これで質問を終わります。